

# 第 6 節

## 人と環境にやさしい循環型 社会づくり



# 第1項

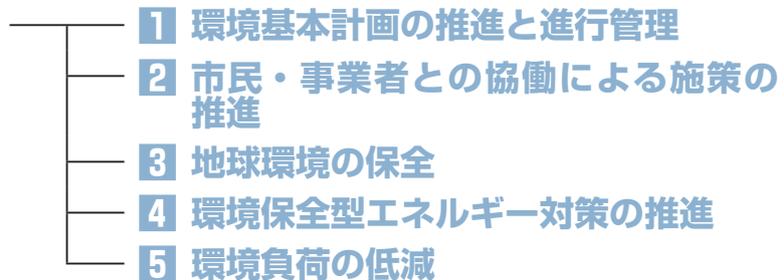
## 持続可能な地球環境の保全

### 現状と課題

- 環境保全に対する市民・事業者の関心は高く、自主的な環境美化活動が展開されていますが、今後も、市民・事業者・市の三者が連携を強めて、環境基本計画の推進を図り、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 環境基本計画の進捗状況を管理するための進行管理委員会を組織するなど、適正な運用管理を図る必要があります。
- 地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模での環境問題に対し、国際的協調のもと、国、県との協働により、積極的な対応を図る必要があります。  
特に地球温暖化防止対策については、その必要性が国際的に高まる中、本市においても率先して省エネルギーの推進や新エネルギーの活用を検討するなど、地球規模の環境保全を図る必要があります。
- 市も一事業者との認識のもと、土浦市役所環境保全率先実行計画や平成18年度に認証取得したISO14001<sup>1</sup>に基づき、環境負荷の低減を図る必要があります。

### 施策の体系

#### 持続可能な地球環境の保全



### 施策の内容

#### 1 環境基本計画の推進と進行管理

市の取組については、担当部署の明確化及び率先推進を行うとともに、市民・事業者の取組については広範なPRによる確実な推進を図ります。

また、進行管理委員会を組織し、計画の進捗状況を管理します。

#### 2 市民・事業者との協働による施策の推進

市民・事業者・市民団体の代表で組織されている環境基本計画推進協議会との協働により、市民、事業者、市が一体となった取組を推進します。

<sup>1</sup>ISO14001 組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に  
くい止めることを目的に定められた環境に関する国際  
的な標準規格のこと。

### 3 地球環境の保全

市役所環境保全率先実行計画やISO14001に基づく環境マネジメントシステム<sup>2</sup>の有効活用により、温室効果ガスの削減を図ります。

また、市が行うすべての事務事業について省資源・省エネルギー化を推進し、環境負荷の低減を図ります。

### 4 環境保全型エネルギー対策の推進

地球環境問題を地域から推進するため、省資源・省エネルギーの取組を更に進めるとともに、新エネルギーの活用についても検討し、環境保全型エネルギーの推進を図ります。

### 5 環境負荷の低減

市役所自らが一つの事業所としての立場に立ち、新治地区を含めた組織・施設について、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムにより、自らが行う事務事業における環境負荷の低減を図ります。

#### 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
市民・事業者・市の三者ごとの主体別行動計画の取組率	市民 62% 事業者 51% 市 66%	市民 70% 事業者 60% 市 75%	計画	◎	◎	◎

【考え方】関係者が一体となった環境にやさしいまちづくりへの取組状況を表す指標です。環境基本計画に定める主体別行動計画の取組状況の約10%向上を目標とします。

#### 主要事業

事業名	事業の概要
環境基本施策の推進	・環境基本計画に基づく環境施策の計画的な推進 ・ISO認証の維持

#### 施策を推進する主な所管部署

○環境保全課



新エネルギー  
(ひまわり燃料)の活用

<sup>2</sup>環境マネジメントシステム 企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

## 第2項

# 恵まれた自然環境の保全

### 現状と課題

○近年、身近な里山や水路・ため池などの減少や余暇時間の増加に伴い、自然とのふれあいを求める人が増加しています。

また、暮らしや産業を支える水の環境を守ろうという意識も高まりつつあります。

こうした気運を、自然体験や環境学習等を通じて高め、貴重な自然環境を保全するという運動に広げていく必要があります。

○霞ヶ浦は、貴重な自然環境であり、水質浄化は県も含めての最大の課題ですが、ここ10年間は横ばい状態であり、改善には至っていないのが現状です。

水質汚濁原因の約5割は、生活排水や事業系排水など人為的要因ですが、近年は農地・山林・市街地等の面源負荷が増大傾向にあります。

このため、水質の改善や砂浜の創生、ヨシ原の復元など自然の再生等に向けた取組に

ついて、市民・事業者・研究者そして行政がパートナーシップを構築し、推進していく必要があります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用が重要となっています。

○本市の貴重な自然環境である筑波山麓については、森林管理が適正に行われず、放置された森林が増加しているため、水源かん養機能の低下に対する対策を実施する必要があります。

○農山村部においては、集落の力によって良好な自然環境が守られてきましたが、集落の機能が低下し、農地や農業用水などの保全が難しくなっています。

一方、市民の環境への関心が高まっており、地域ぐるみで農地や水を守ろうという取組を支援する必要があります。



そば畑

■霞ヶ浦の水質(COD<sup>1</sup>)

(単位：mg/ℓ)

水域	年度	14	15	16	17	18
西 浦		7.3	7.5	7.8	7.6	8.2
北 浦		7.8	7.7	8.3	7.7	8.4
常陸利根川		7.8	7.2	7.7	7.4	8.1
平 均		7.5	7.5	7.9	7.6	8.2

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

資料：茨城県(環境対策課)

■霞ヶ浦の水質(全窒素<sup>2</sup>)

(単位：mg/ℓ)

水域	年度	14	15	16	17	18
西 浦		0.96	0.95	1.2	1.1	0.99
北 浦		0.86	0.88	1.5	1.1	0.93
常陸利根川		0.97	0.84	0.92	1.0	0.83
平 均		0.93	0.91	1.2	1.1	0.93

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

資料：茨城県(環境対策課)

■霞ヶ浦の水質(全りん<sup>3</sup>)

(単位：mg/ℓ)

水域	年度	14	15	16	17	18
西 浦		0.12	0.11	0.10	0.11	0.10
北 浦		0.095	0.099	0.13	0.092	0.11
常陸利根川		0.087	0.083	0.088	0.093	0.096
平 均		0.11	0.10	0.10	0.10	0.10

(注)平均は環境基準点(8地点)の平均値である。

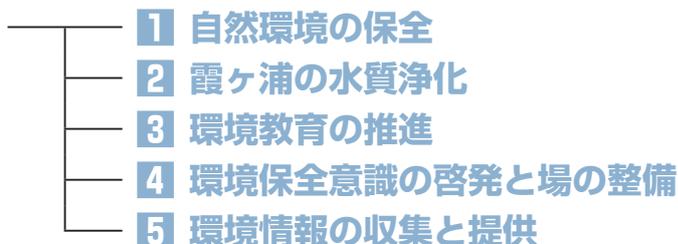
資料：茨城県(環境対策課)

<sup>1</sup>COD Chemical Oxygen Demandの略。和訳すると化学的酸素要求量という意味で、水の汚れの度合いを表す値として用いられ、酸化剤(過マンガン酸カリウム)を使用して測定する。COD値が高いと、水中の物質が酸素を奪うことにより水中の酸素が足りなくなり、魚の生息が難しくなり、自然浄化作用も止まってしまう。

<sup>2</sup>全窒素 水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の無機性窒素及びタンパク質、アミノ酸、ポリペプチド、尿素等有機性窒素の総量。全窒素は、動物及び植物に由来しているもので、全ての水に含まれている。また、生活排水、工場排水、畜産、排水等の混入により増加する。

<sup>3</sup>全りん 水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。水中のりん化合物には、地質由来のものや動植物等の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。

## 恵まれた自然環境の保全



## 施策の内容

### 1 自然環境の保全

霞ヶ浦から筑波山麓に至る自然環境を保全するため、総合的な施策を推進します。大気環境・水環境や生態系の保全を図るとともに、民間の環境保全活動を支援します。

また、家庭排水対策の強化、流入河川の浄化、農地・農業用排水路の保全に努めます。

さらに、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例などによる適正指導に努め、残された貴重な自然環境や谷津田の保全を図ります。

### 2 霞ヶ浦の水質浄化

水質浄化のため、家庭排水や工場・事業場排水対策の強化、公共下水道・農業集落排水・高度処理型合併処理浄化槽事業の推進に加え、流入河川の浄化対策の推進、水辺景観事業の推進と自然浄化機能の活用など広域的な水質浄化対策についても、霞ヶ浦問題協議会との連携を強化するなど積極的に取り組みます。

また、霞ヶ浦への関心と水質浄化の気運の醸成を目指し、訪れた人々が気軽に「霞ヶ浦」と触れ合うことのできる砂浜の創生を促進します。

### 3 環境教育の推進

協働による環境保全への取組を推進するため、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要となることから、学校教育や生涯学習、事業所における研修などあらゆる機会を通じた環境教育や環境学習の充実を図ります。

### 4 環境保全意識の啓発と場の整備

関係機関及び市民団体等との連携強化に努める外、学校教育や生涯学習を通じて環境教育を推進し、環境保全意識の啓発を図ります。

また、環境学習や情報人材交流の拠点として、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの活用を図るとともに、野外フィールドの整備を促進します。

### 5 環境情報の収集と提供

環境情報を収集し、各種環境教育の場や、環境白書、市ホームページなどを通じて周知を図るとともに、政令市として自動車騒音常時監視を実施します。

また、公共用水域の水質測定、ダイオキシン<sup>4</sup>類測定等の環境調査を定期的実施し、監視を強化します。

<sup>4</sup>ダイオキシン 無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けないが、脂肪などには溶けやすいという性質を持つ。炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で、意図せずに発生し、人工物質としては、最も強い毒性をもつ物質である。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
監視検査事業所数 基準超過事業所数	31 事業所 12 事業所	37 事業所 0	法	△	◎	◎
【考え方】 事業所系排水対策への取組状況を表す指標です。現状値より 20% 多い事業所への監視検査の実施と基準超過事業所の絶無を目標とします。						
浄化施設放流水 BOD の河川環境基準達成率	80%	100%	国県	◎	◎	◎
【考え方】 霞ヶ浦の水質浄化に向けた取組成果を表す指標です。家庭排水路浄化施設放流水の全水質検査において、河川水質での環境基準である BOD2 mg / l 以下の達成を目指します。						

## 主要事業

事業名	事業の概要
霞ヶ浦の水質浄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界湖沼会議への参加</li> <li>・湖岸域の砂浜整備促進</li> </ul>
環境情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車騒音常時監視事業</li> </ul>
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による環境教育の推進</li> </ul>

## 施策を推進する主な所管部署

- 環境保全課



河川の水質調査

# 第3項

## ごみ処理の適用化とリサイクルの推進

### 現状と課題

- ごみ処理については、社会経済情勢の動向や生活様式の変化に即したごみ処理体制や、各種リサイクル法に対応した循環型社会形成の確立が強く求められています。
- 本市のごみ量は、ここ数年減少傾向を示していますが、更なる減量とリサイクルを推進するため、今後も排出者に対し、資源物の分別やごみの分け方・出し方の指導強化による意識の高揚を図るなど、なお一層啓発事業を充実する必要があります。  
近年、多種多様な廃棄物が発生しており、処理困難物については販売店による回収の検討や、事業系ごみの適正処理の指導強化も必要となっています。
- ごみ処理施設については、現在の焼却施設が稼動開始から15年を経過しており、施設の老朽化が課題となっています。設備の維持補修費用が年々増加傾向にあり、焼却炉の経年劣化に伴うガス冷却室およびダクト・耐火物の改修を行い、施設の延命化を図っています。
- 今後、将来の施設更新計画を策定するうえで、リサイクル施設・リサイクルプラザなどの併設により、効率的な処理が行える廃棄物循環型処理施設<sup>1</sup>の構築や、併せて広域化も視野に入れて検討していく必要があります。
- 管理型最終処分場については、焼却灰を安全に処理するため、適切な覆土や堰提工事の実施、水処理施設の設備の点検、補修など、計画的な維持管理を行っていく必要があります。
- 資源循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化、資源リサイクルを推進するため、ごみ処理基本計画に基づいた施策を着実に推進していくことが重要です。
- 合併により新治区域が新たに加わりましたが、ごみ処理体制が異なるため、今後、制度の整合を図っていくことが課題です。

<sup>1</sup>廃棄物循環型処理施設 一般廃棄物を安定的、経済的、衛生的かつ安全に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び副生成物をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる施設のこと。

## ■ごみ収集の状況

土浦区域

(単位：t、%)

区分		年度	14	15	16	17	18
家庭系	収集量		36,487	36,940	36,237	36,657	36,752
	伸び率		△ 3.5	1.2	△ 1.9	1.2	0.3
事業系	収集量		23,388	22,843	21,560	21,715	21,168
	伸び率		△ 1.9	△ 2.3	△ 5.6	0.7	△ 2.5
合計	収集量		59,875	59,783	57,797	58,372	57,920
	伸び率		△ 2.8	△ 0.2	△ 3.3	1.0	△ 0.8

新治区域

(単位：t、%)

区分		年度	14	15	16	17	18
家庭系	収集量		2,085	2,092	2,048	2,394	2,078
	伸び率		3.9	0.3	△ 2.1	16.9	△ 13.2
事業系	収集量		725	988	706	907	788
	伸び率		13.1	36.3	△ 28.5	28.5	△ 13.1
合計	収集量		2,810	3,080	2,754	3,301	2,866
	伸び率		6.2	9.6	△ 10.6	19.9	△ 13.2

※土浦区域は可燃及び粗大ごみ、新治区域は可燃及び粗大ごみの合計

※新治区域の可燃ごみは空き缶とともに収集しているため、資源物扱い

資料：環境衛生課

## ■ごみ総排出量の推移

土浦区域

区分	年度	14	15	16	17	18
人口(人)		135,464	135,120	135,380	135,058	134,724
総排出量(t)		62,383	62,130	60,157	60,844	60,315
1人1日当たり(g)		1,262	1,260	1,214	1,234	1,227

新治区域

区分	年度	14	15	16	17	18
人口(人)		9,324	9,284	9,232	9,002	8,979
総排出量(t)		3,212	3,433	3,078	3,626	3,205
1人1日当たり(g)		944	1,013	911	1,104	978

※人口は各年度10月1日現在の常住人口、総排出量は各年度末現在

※ごみ総排出量=収集量+直接搬入量(集団回収量は含まない)

資料：環境衛生課

## ■リサイクル率の推移

土浦区域

(単位：%)

区分	年度	14	15	16	17	18
リサイクル率		13.0	12.4	12.4	12.5	12.4

新治区域

(単位：%)

区分	年度	14	15	16	17	18
リサイクル率		19.0	15.3	16.8	16.7	16.4

※家電リサイクル法及び食品リサイクル法などによる民間事業者の行うリサイクル量は含まない

※リサイクル率(土浦区域) = (分別収集量 + 施設回収量 + 集団回収量) / (ごみ総排出量 + 集団回収量) × 100

リサイクル率(新治区域) = (資源回収量 + 集団回収量) / (ごみ総排出量 + 集団回収量) × 100

資料：環境衛生課

## ごみ処理の適正化と リサイクルの推進

- 1 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進
- 2 資源物のリサイクル推進の強化
- 3 安全かつ適正な処理体制の整備
- 4 環境(ごみ)教育の推進
- 5 市民・事業者・市の三者による協働
- 6 ごみ処理施設の更新
- 7 最終処分場の適正管理の推進
- 8 施設の延命化対策

## 施策の内容

### 1 廃棄物等の発生及び排出抑制の推進

生ごみの減量化、販売店回収の活用、過剰包装の自粛等による、家庭系ごみの発生及び排出抑制を図ります。

また、事業系ごみについても、事業者の協力を得ながら、適正排出の指導による減量化を推進します。

### 2 資源物のリサイクル推進の強化

分別収集の強化・充実及び子ども会廃品回収事業の継続支援等による家庭系ごみのリサイクルを推進するとともに、事業系ごみについても、適正な自己処理の指導とリサイクルの推進を図ります。

### 3 安全かつ適正な処理体制の整備

焼却施設及び最終処分場等の、ごみ処理体制を充実するとともに、処理困難物の適正処理のため、関係機関等との連携を強化します。

また、効率的かつ安定的なごみ処理を確保するため、ごみ処理施設の広域化等も含めた多角的な検討を行います。

### 4 環境(ごみ)教育の推進

ごみの減量、リサイクル等の意識の向上を図るため、インターネット・広報紙等での啓発事業を推進するとともに、出前講座及び小中学校における総合学習での取組等、環境教育の推進を図ります。

### 5 市民・事業者・市の三者による協働

ごみの減量・リサイクル活動を円滑に推進するため、市民・事業者・市の三者が協働して行動するとともに、地域住民、さわやか環境推進員との連携を強化します。

また、他の自治体との情報交換、連携の強化に努めます。

### 6 ごみ処理施設の更新

将来の焼却施設の更新に向けて、立地条件、施設規模、付帯施設などを調査・検討するため、検討組織を早期に立ち上げていきます。

### 7 最終処分場の適正管理の推進

最終処分場の施設の適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した施設の適正な運営を図ります。

### 8 施設の延命化対策

焼却施設並びに最終処分場における設備機器の経年劣化や老朽化に対し適切な維持管理と補修を行い、施設の延命化を図ります。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
ごみ総排出量	土浦区域 60,315 t 新治区域 3,205 t	土浦区域 55,757 t 新治区域 2,815 t (平成23年度末)	計画	◎	◎	◎

【考え方】市全体のごみの排出抑制への取組成果を表す指標です。土浦市ごみ処理基本計画に基づき、平成12年度のごみ総排出量に比べ土浦区域は15%削減、新治区域は5%削減を目標とします。

## 主要事業

事業名	事業の概要
ごみ処理基本計画の推進	・ごみ処理基本計画策定による各種施策の推進
ごみ減量化・リサイクルの促進	・分別収集の拡大 ・情報提供と啓発事業の展開
清掃センター主要設備の大規模改修	・計画的な主要設備の改修工事

## 施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課



清掃大作戦

# 第4項

## 環境美化と環境衛生の推進

### 現状と課題

- 生活環境の保全に対する市民の関心は高く、様々な環境美化活動が展開されており、今後とも、市民と行政が連携を強化し、恵まれた良好な環境を後世に引き継いでいく必要があります。
- 現在の市営斎場は施設の老朽化、狭隘化が進んでおり、新たな施設の整備について、調査検討を行う必要があります。
- 衛生センターについては、特に施設の老朽化が著しいため、適切な維持管理を施しながら、施設の延命化対策を講じていく必要があります。
- 市営霊園は、販売区画の減少により、市民の墓地需要に応じられない状況になることが予測されることから、市民ニーズに合わせて新たな墓地区画の整備が必要となっています。  
なお、今泉第二霊園の販売計画については、社会環境等の変化に対応した見直しを図っていく必要があります。

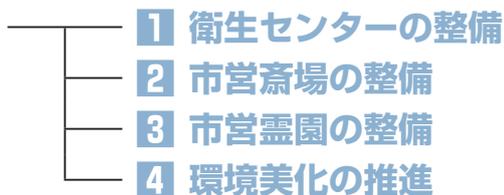
### ■し尿処理の状況

(単位：kℓ、%)

区分		年度	14	15	16	17	18
し尿	収集量		8,568	8,144	7,800	7,093	6,522
	伸び率		△ 7.45	△ 4.95	△ 4.22	△ 9.06	△ 8.05
浄化槽汚泥	収集量		9,261	9,064	8,338	8,413	7,573
	伸び率		△ 8.41	△ 2.13	△ 8.01	0.89	△ 9.98
合計	収集量		17,829	17,208	16,138	15,506	14,095
	伸び率		△ 7.95	△ 3.48	△ 6.22	△ 3.92	△ 9.10

資料：環境衛生課

環境美化と環境衛生の推進



施策の内容

**1 衛生センターの整備**

老朽化した機械、設備等の計画的な整備を行うとともに、適正な定期保守点検による機械、設備の延命化への取組を進めます。

**2 市営斎場の整備**

老朽化が著しい市営斎場については、より一層の利便性向上を図るため、市民ニーズに合わせた新斎場の整備を推進します。

**3 市営霊園の整備**

市民の利用ニーズが多様化する中、墓地区画にバリエーションを持たせるなど、市民の墓地需要を的確にとらえた整備を図ります。

また、核家族化等時代の変化に伴う利用者ニーズに合わせて、墓地使用許可期間の見直しを検討します。

**4 環境美化の推進**

環境美化運動や清掃大作戦等の活動を通して市民の環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町内会、地区市民委員会活動等との連携を強化します。

主要事業

事業名	事業の概要
市営斎場の整備	・市営斎場建替整備事業
市営霊園の整備	・今泉霊園整備事業

施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課

# 第5項

## 安定した上水道の供給

### 現状と課題

- 水道は、健康で文化的な生活や様々な社会経済活動を支える上で欠かすことができない基礎的な施設です。
- 本市の上水道は第一次拡張計画による未給水区域への効果的な配水管布設の推進により、平成18年度末の人口普及率は92.7%となっており、一部の地域を除きおおむね市内全域に普及しています。
- 今後も水需要の伸びが見込まれる中で、安全でおいしい水を安定して供給するため、水質の管理や適正な水圧の確保、老朽管や老朽施設の更新、さらに、地震等の災害に強い水道施設の整備を進めていく必要があります。
- 経営面では公営企業として、収支バランスのとれた安定した経営が求められており、経営の健全化を推進し、効率的な事業運営に努める必要があります。

### ■水道の普及状況

区分	年度	14	15	16	17	18
給水区域内人口(人)※		144,172	144,189	143,925	143,262	143,412
給水人口(人)		129,373	130,089	131,626	131,813	132,942
普及率(%)		89.7	90.2	91.5	92.0	92.7
1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		46,846	45,544	48,303	44,519	49,311
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )		40,494	40,193	40,826	41,332	42,529
1人1日最大給水量(ℓ)		362	350	367	338	371
1人1日平均給水量(ℓ)		313	309	310	314	320

※給水区域内の人口は各年度3月31日現在

資料：水道課

### ■用途別使用水量の推移

区分	年度	14	15	16	17	18
家事用(千m <sup>3</sup> )		9,598	9,557	9,755	9,833	9,820
団体用(千m <sup>3</sup> )		1,767	1,689	1,762	1,749	1,631
営業用(千m <sup>3</sup> )		2,256	2,023	2,130	2,122	2,563
工業用(千m <sup>3</sup> )		88	75	74	79	108
その他(千m <sup>3</sup> )		35	36	35	24	15
合計(千m <sup>3</sup> )		13,744	13,380	13,756	13,807	14,137
伸び率(対前年度%)		—	△2.6	2.8	0.4	2.4

資料：水道課

## ■ 拡張計画の概要

区 分		創 設	第一次拡張計画	第二次拡張計画	現計画
計 画 給 水 人 口 (人)	土浦地区	130,000	149,800	—	161,900
	新治地区	8,700	9,300	12,100	
1 日 最 大 給 水 量 (m <sup>3</sup> )	土浦地区	32,500	64,100	—	70,000
	新治地区	1,815	3,470	5,900	
1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	土浦地区	250	428	—	432
	新治地区	209	373	488	

資料：水道課

## 施策の体系

### 安定した上水道の供給



## 施策の内容

### 1 配水場施設整備の推進

経年化した配水設備機器の更新とともに、土浦地区の高低差のある地域が1つの配水管網として整備されているものを高低差により分割し、配水圧の適正化等を確保します。

### 2 送配水管整備の推進

水需要の増加に伴う送配水管の整備を行い、安定供給を確保します。

### 3 老朽管の更新

法定耐用年数を経過し老朽化が見られる配水管(石綿管・鋳鉄管等)の布設替えを進めます。

### 4 直結給水の推進

適正な配水圧を確保しつつ、3階建て住宅などへの直結給水を推進します。

### 5 普及率の向上

未給水区域への計画的な配水管整備とともに給水区域内の未加入者に対する利用促進を図り、水道の普及に努めます。

### 6 効率的な事業運営

事業運営の効率化を図るなど、経営の健全化に努めます。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
水道普及率	92.7%	94.1%	個別	○	○	◎

【考え方】 安定的な上水道の供給への取組成果を表す指標です。計画的な事業の実施により、水道普及率の向上を目標とします。

## 主要事業

事業名	事業の概要
配水場施設整備事業	・大岩田、右昶、神立配水場のポンプ等施設の改良・更新工事
送配水管整備事業	・送配水管の布設工事
老朽管更新事業	・老朽化した配水管（石綿管・鋳鉄管等）の布設替工事

## 施策を推進する主な所管部署

○水道課



大岩田配水場

# 第6項

## 快適な生活を支える下水道の整備

### 現状と課題

- 本市の公共下水道は、霞ヶ浦や流入河川などの公共水域の水質保全を図るとともに、生活環境の向上と、中心市街地の浸水防除を図るため、昭和41年度から整備を進めています。
- 平成18年3月末現在の公共下水道の整備状況は、認可面積4,434.6haに対して、整備済面積が3,358ha、水洗化率は90.8%です。
- 公共下水道は、近代的な都市づくりと公共用水域の水質保全に不可欠な施設であり、水道・電気・ガスなどと同様、市民生活を支えるライフラインとなっていることから、今後とも、快適な生活環境の確保を図り、更には水質浄化を目指し、積極的な推進を図ることが望まれます。
- 市民生活環境の改善を図るため、水洗化の普及率向上に努めるとともに、下水道の機能を確保していくうえで、計画的な維持管理の推進も重要です。
- 農業集落排水施設<sup>1</sup>については整備が概成しており、今後は適正な維持管理に努めることが必要です。
- 単独処理浄化槽<sup>2</sup>による生活排水の未処理放流を解決するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

### ■公共下水道(汚水)の整備状況

(平成19年3月31日現在)

区分	行政区域	整備済区域
面積(ha)	12,354	3,358
人口(人)	142,946	123,295
水洗化人口(人)	—	111,951
人口普及率(%)	—	86.3
水洗化率(%)	—	90.8

資料：下水道課

### ■霞ヶ浦湖北流域下水道事業の概要

(平成19年3月31日現在)

区分	土浦市	旧石岡市	阿見町	かすみがうら市	小美玉市
計画面積(ha)	5,903.8	2,160.0	2,462.6	1,975.6	2,016.0
計画処理人口(人)	169,490	42,560	68,140	40,890	44,450
計画汚水量(m <sup>3</sup> )	102,846	35,683	48,508	34,676	28,112

資料：下水道課

<sup>1</sup>農業集落排水施設 農業用排水の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的として整備するもので、公共下水道とほぼ同様の機能をもつ施設。

<sup>2</sup>単独処理浄化槽 し尿だけを処理する浄化槽こと。

## ■農業集落排水事業の概要

(平成19年3月31日現在)

処理区域	区分	計画面積 (h a)	計画処理人口 (人)	水洗化率 (%)	供用開始時期
西部地区		25	780	91.7	平成 4.8.1
北部地区		47	950	86.0	平成 7.7.1
東部地区		60	1,770	73.2	平成 11.7.1
高岡地区		40	940	95.2	平成 元 .4.1
沢辺地区		50	850	90.8	平成 5.4.1

資料：耕地課

## ■高度処理型合併処理浄化槽設置助成件数

区分	年度	13	14	15	16	17	18
5人槽		8	9	9	6	8	9
6～7人槽		8	5	7	7	3	6
8～10人相		1	1	0	0	0	0
合計		17	15	16	13	11	15

資料：環境衛生課

## 施策の体系

### 快適な生活を支える 下水道の整備

- 1 公共下水道(汚水)整備事業の推進
- 2 特定環境保全公共下水道整備事業の推進
- 3 合流式公共下水道改善事業の推進
- 4 農業集落排水事業の推進
- 5 高度処理型合併処理浄化槽の普及

## 施策の内容

### 1 公共下水道(汚水)整備事業

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るための管渠を整備します。

### 2 特定環境保全公共下水道整備事業

良好な水環境の創出と生活環境の向上を図るための管渠を整備します。

### 3 合流式公共下水道の改善事業

公共用水域の水質保全を図るためのスクリーンを設置します。

### 4 農業集落排水事業の推進

農業振興地域における生活環境の向上を図るために整備した農業集落排水施設の適正な維持管理を図るとともに、処理場から発生する汚泥のコンポスト化<sup>3</sup>に努めます。

### 5 高度処理型合併処理浄化槽の普及

公共下水道や農業集落排水事業区域以外の排水対策として、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、霞ヶ浦水質浄化への市民意識の高揚や広報紙、ホームページ等を通じて補助制度をPRします。

## 施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
公共下水道処理人口普及率	86.3%	90.0%	個別	○	○	◎
【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。投資額を勘案しながら計画的な事業の実施により、90%を目標とします。						
農業集落排水普及率	84.9%	100%	個別	○	△	◎
【考え方】適切な下水処理の実施への取組成果を表す指標です。最後の計画地区である西根地区の供用開始を目標とします。						

## 主要事業

事業名	事業の概要
公共下水道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道認可区域の下水道整備</li> <li>特定環境保全公共下水道整備</li> </ul>
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>西根地区農業集落排水処理施設整備</li> </ul>

## 施策を推進する主な所管部署

○環境衛生課 ○耕地課 ○下水道課



土浦市下水道  
コンクール  
入選作品

<sup>3</sup>コンポスト化 微生物の働きによって有機性廃棄物を分解、安定化し、土壌の地力向上に役立つ有機肥料を作ること。

# 第7項

## 良好な住環境の確保と市街地の形成

### 現状と課題

○高齢化の進行やライフスタイルの変化によって、住宅や住環境に対するニーズが多様化しており、より快適な住宅づくりやゆとりある住まいの環境づくりが求められています。

また、高齢者施策や福祉施策、環境施策と連携して、安全性や環境の保護に配慮した住環境を整備する必要があります。

○平成17年の国勢調査において、本市の住宅総数は50,002戸で、持家率は62.6%と県平均に比べ低い水準になっており、定住人口の確保や新規転入人口の増加、既成市街地の活力確保のためにも、居住環境の整備を引き続き行う必要があります。

○平成19年4月1日において、本市における公営住宅は、市営住宅と県営住宅とを合わせて2,389戸供給されており、長寿命化に努めるなど適正な維持・管理が求められています。

### ■住宅の所有形態別世帯数(普通世帯)の推移

(各年10月1日現在)

区分	年	7		12		17	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
持家		27,422	61.5	29,615	62.0	31,281	62.6
借家		13,945	31.2	15,086	31.6	16,133	32.3
給与住宅		2,720	6.1	2,519	5.3	2,218	4.4
間借		536	1.2	525	1.1	370	0.7
合計		44,623	100.0	47,745	100.0	50,002	100.0

資料：国勢調査

### ■公営住宅の管理戸数の推移

(各年4月1日現在、単位：戸)

区分	年	14	15	16	17	18	19
市営住宅		1,271	1,271	1,270	1,267	1,271	1,266
県営住宅		1,101	1,101	1,067	1,067	1,111	1,123

資料：住宅営繕課

良好な住環境の確保と市街地の形成

- 1 良質な住まい・まちづくり施策の推進
- 2 市営住宅の充実
- 3 快適な住まいづくりの支援
- 4 福祉施策と連携した住環境づくり
- 5 住環境の整備
- 6 開発・建築指導の充実

施策の内容

1 良質な住まい・まちづくり施策の推進

良好な住まいづくりを進めるための指針である住宅マスタープランに基づき、地域の特性を生かした住宅施策を推進します。

2 市営住宅の充実

市営住宅ストック総合活用計画に基づき、建替えを行うとともに、居住環境を改善するため、エレベーターの設置、水洗化、高齢入居者等に対応した屋内手摺りの設置などを行います。

また、適正な維持管理を図るため、受水槽の改修、屋上防水の改修などを行います。

3 快適な住まいづくりの支援

住宅の耐震診断、改修の啓発を行うとともに、優良賃貸住宅供給促進事業を促進します。

4 福祉施策と連携した住環境づくり

住宅相談窓口を充実するとともに、市営住宅の社会福祉事業への活用に努めます。

また、高齢者・障害者向け住宅改造への支援を行うとともに、住宅のバリアフリー<sup>1</sup>化、ユニバーサルデザイン<sup>2</sup>化の啓発に努めます。

5 住環境の整備

地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた、良好な住環境を整備します。

また、市民生活の利便性を高めるため、住居表示整備事業や町界町名整理事業の実施を推進します。

6 開発・建築指導の充実

良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発指導、建築指導を推進し、建築物の安全性の確保に向けた中間検査等の推進を図るとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。

<sup>1</sup>バリアフリー 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

<sup>2</sup>ユニバーサルデザイン 文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

## 主要事業

事業名	事業の概要
住宅マスタープランの策定	・住宅マスタープランに基づく総合的な住宅施策の推進
市営住宅の充実	・市営住宅ストック総合活用計画に基づく適正な維持管理 ・竹の入第一住宅建替事業
住居表示整備 及び町界町名整理事業	・住居表示整備事業 ・町界町名整理事業
建築指導の推進	・建築パトロールの推進

## 施策を推進する主な所管部署

○総務課 ○住宅営繕課 ○建築指導課



市営住宅